

ビューローベリタス広島事務所をいつもご利用頂きありがとうございます。
広島事務所より、最新情報をお知らせ致します。

- INDEX -

TOPICS

- #01. 省エネ法サポート業務および住宅省エネラベル適合性能評価業務受付終了のお知らせ
- #02. 「省エネ適合性判定および確認手続き」説明会～WEB&事務所ビデオ説明会のお知らせ(予定)
- #03. 南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策
- #04. 住宅性能評価：省エネ基準の変更
- #05. 遵法性調査(2)-用途変更・増改築を行う際の注意点について-
- #06. CASBEE(1)-CASBEE の概要-

国交省関連

- #07. この1ヶ月で情報発信はありませんでした

地域条例等

- #08. 中四国、九州の情報を掲示しました

インフォメーション

- #09. 平成 25 年度に受講した方へ～「建築士法に基づく建築士定期講習」受講期限のお知らせ
- #10. 構造ルート 2 の確認申請手数料について
- #11. 審査日数のご案内(※繁忙期も変わらず 3 営業日で質疑送付します)
- #12. 宅配申請のご案内(※遠方のお客様は遠慮なく宅配申請をご利用下さい)
- #13. 事前相談のご案内(※計画段階の早い時期からでも結構です)
- #14. 他各種ワンストップサービスのご案内

広島事務所からヒトコト

- #15. 検査予約はお早めに

■ □ TOPICS

-
- #01. 省エネ法サポート業務および住宅省エネラベル適合性能評価業務受付終了のお知らせ
-

2017 年 4 月 1 日からの規制措置にかかる建築物省エネ法施行に伴う省エネ法改正を受け、弊社では 4 月 1 日より登録建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始しますので、弊社での省エネ措置の届出書作成サポートおよび住宅省エネラベル適合性能評価は 2017 年 3 月末をもって終了させていただきます。

そのため、2,000m² 以上の物件は 3 月 3 日(金)を、2,000m² 未満の物件は 3 月 10 日(金)を目処に省エネ法サポート業務および住宅省エネラベル適合性能評価業務資料のお早めのご提出をお願い致します。尚、提出が遅れる場合には、ご相談下さい。

なお、受付にあたっては業務に必要な書類が全て揃っていることを条件とさせていただきます。また状況によりましては業務をお受けできないケースもありますことをご容赦下さい。

今まで多くの皆様には両業務につきましてご愛顧を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。
今後 CASBEE 自治体版作成サポート業務をはじめ、ビューローベリタスの高い信頼性に裏打ちされた公正かつ正確な技術監査サービスを、より多くの皆様にお届けできるよう、一層の努力を重ねて参ります。何卒宜しくお願い申し上げます。

#02. 「省エネ適合性判定および確認手続き」説明会～WEB&事務所 DVD 説明会のお知らせ

3月に「省エネ適合性判定と建築確認の手続き」説明会を東京・名古屋・大阪にて開催します。本説明会は、現在事務所で開催している説明会と一部内容を変更しご説明致します。

各事務所では申請者の視点より、省エネ適合性判定における申請図書記載・工事監理ポイントを重点的にご説明致しますが、こちらは、審査側の視点から適合性判定機関による省エネ適合性判定における審査ポイント、及び完了検査ポイントを重点的にご説明致しますので、審査側がどのような事項を審査・検査するかを把握することにより、省エネ判定申請及び建築確認検査をスムーズに行うことができます。

ご好評により東京・名古屋会場は満席となっております(3/10 大阪会場は残席わずか)、ご要望にお応えし、WEB および事務所での DVD 説明会を予定しております。

WEB 説明会： 3月17日掲載を予定

事務所での DVD 説明会： 3月下旬より予定、詳細が決まり次第ウェブサイトでご案内します

<http://www.bvjc.com/news/seminar-schedule.html#shoene>

#03. 南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策

南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策が始まります。

この対策は、南海トラフ沿いで約 100～150 年の間隔で発生しているとされる M8～9 クラスの巨大地震に備えて、関東地域、静岡地域、中京地域及び大阪地域の対象地域内における以下の内容となります。

- 平成 29 年 4 月 1 日以降に申請する性能評価に基づき超高層建築物等(高さが 60m を超える建築物及び地上 4 階建て以上の免震建築物)を新築する際の大臣認定の運用を強化

- 同区域内の既存の超高層建築物等については、長周期地震動の大きさが設計時の想定を上回る場合には、大きな揺れによる家具の転倒、内外装材や設備の損傷等による危害が発生するおそれがあることから、自主的な検証や必要に応じた補強等の措置を促進

また、マンションを含む区分所有建物や庁舎等の公共建築物の耐震診断・耐震改修等の事業については、国の支援制度の活用も可能です。

新築する場合の具体的対応としては、

- 従来からの検討に加えて、対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動による検討を行うこと。長周期地震動は 500 秒以上の検証が必要。

- 家具の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置について説明すること。

- 免震建築物や鉄骨造の超高層建築物について、長時間の繰返しの累積変形の影響を考慮して安全性の検証を行うこと。

技術資料として建築研究所のウェブサイトを参照下さい

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/lpe/index.html>

ビューローベリタスの性能評価：<http://www.bvjc.com/CTC-Business/HRSA-BCA/>

#04. 住宅性能評価：省エネ基準の変更

設計住宅性能評価において「平成 25 年省エネルギー基準」を使用する物件につきましては、2017 年 3 月 31 日までに申請して下さい。

4 月 1 日以降の設計住宅性能評価の申請は、「平成 28 年度省エネルギー基準」での取扱いとなります。

ご注意ください。
ご不明点あれば、最寄りの事務所までご相談下さい。

#05. 遵法性調査(2)-用途変更・増改築を行う際の注意点について-

今回は、既存建物に対する用途変更・増改築を行う際の注意点についてご説明します。

用途変更・増改築を行う前に

用途変更・増改築を行う場合、既存建物が違法建築物なのか、既存不適格建築物なのか事前に確認することが重要です。違法建築物であれば、違法部分について特定行政庁に確認し、是正等の対応方法について判断を仰ぐ必要があります。

既存不適格建築物であれば、用途変更・増改築の確認申請時に、現行法に適合していないが既存不適格であることを「既存不適格調書」にて報告することで、確認済証の交付を受けることができる場合があります。

ビューローベリタスでは、建築基準関係規定について既存建物の遵法性調査を行い、違反建築物なのか、既存不適格建物なのかご報告させて頂く「遵法性調査」サービスを提供させていただいております。既存建物が確認申請取得後の変更により法適合しなくなった事例はウェブサイトをご覧ください。

用途変更・増改築を行う場合

用途変更・増改築を行う場合、次の2種類の流れに大別されます。

- ①確認申請を伴う用途変更・増改築等
- ②手続き不要な用途変更

続きは、ウェブサイトをご覧ください。

<http://kansa.bvjc.com/news/2017/02/000233.html>

バックナンバー：

遵法性調査 -1- 不動産の所有者・管理者が知っておくべきリスクとは

<http://kansa.bvjc.com/news/2016/11/000199.html>

#06. CASBEE(1)-CASBEE の概要-

建築物における環境配慮の取り組みに対し、客観的かつ明快な評価を行う環境評価ツールとして普及が進んでいる「CASBEE」についてご紹介致します。

1.CASBEE(建築環境総合性能評価システム)とは

近年の気候変動や、増加を続ける家庭部門・業務その他部門のエネルギー消費への対応など、環境配慮への取り組みは時代の趨勢となっています。CASBEE は、そのような環境配慮の取り組みに対し、客観的かつ明快な評価を行うために国土交通省の支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構(IBECE)を中心に開発された建築物の環境評価ツールです。

CASBEE は、建築物の「環境負荷あたりの環境品質・性能」、すなわち建築物の「環境性能効率」を表します。

$BEE(\text{建築物の環境効率}) = Q(\text{建築物の環境品質}) / L(\text{建築物の環境負荷})$

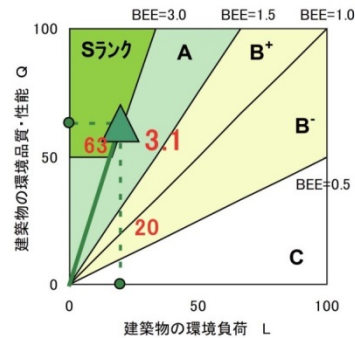
CASBEE 建築評価は、BEE(建築物の環境効率)の算出をもとに、

- ・ S ランク(素晴らしい)
- ・ A ランク(大変よい)
- ・ B+ ランク(良い)
- ・ B- ランク(やや劣る)
- ・ C ランク(劣る)

の 5 段階で評価されます。評価結果は「ランク」及び「★」の数で表示されます。



CASBEE 認証マーク



評価ツールとしての CASBEE は、省エネルギーや環境負荷の少ない建材の使用といった環境に対する配慮だけでなく、快適性や景観に対する配慮についても適切な評価を行えるのが特長です。建築物の環境性能をさまざまな側面から評価できます。

ちなみに建築物の環境性能が向上すると、エネルギーや資源の消費量を削減、光熱費や更新費などの運用コストを低下させ、居住環境性能の向上とあわせて、不動産価値を高めます。

こうした建築物の環境性能効率を包括的に評価するツールが CASBEE です。CASBEE は建築物の環境性能を「見える化」し、優れた環境性能を持つ建築物はマーケットで適切に評価・選択されるようになります。

2. CASBEE の評価の仕組み

CASBEE による評価は、IBEC より認定を受け、CASBEE 評価認証業務を行う「CASBEE 評価認証機関」(全 14 機関)が第三者認証を行います。申請者が申請費用を支払い認証取得する任意の制度で、透明性が高い評価といえます。平成 27 年度(2015 年度)には、62 件の CASBEE の認証件数がありました。

CASBEE 評価認証には複数の種別(CASBEE 建築、CASBEE 戸建、CASBEE 不動産など)があります。ビューローベリタスもこれらの認証を実施できる CASBEE 評価認証機関です。

CASBEE 建築評価認証については、3 つの評価ツールがあります。

- ・ CASBEE-建築(新築)
- ・ CASBEE-建築(既存)
- ・ CASBEE-建築(改修)

3. CASBEE 認証と CASBEE 自治体版

地方自治体によっては、条例に基づいて一定規模以上の建築物の新築等に対して CASBEE 届出を義務付けています。これが「CASBEE 自治体版」です。この CASBEE 自治体版は、地方自治体によって内容や評価基準にバリエーションがあります。

「CASBEE 認証」件数は、2002 年の運用開始以来、累積で 534 件(2016 年 5 月 13 日現在)。「CASBEE 自治体版」の届出件数は累積 16,471 件(2015 年 3 月 31 日現在)。合計すると 17,005 件です。

企業が「CASBEE 認証」を取得する主な理由は「環境配慮建物で企業活動が行われていること」「環境配慮建物を商品として提供していること」を示すためです。政令指定都市をはじめ 24 自治体(2015 年 9 月現在)で運用されている CASBEE 自治体版の評価結果を利用する企業もありますが、評価結果において透明性が高い第三者認証を要求する企業が CASBEE 認証の主な顧客となっています。

ビューローベリタスでは、「CASBEE 認証」に関するサービスをご提供しています。
詳しくは：<http://kansa.bvjc.com/service/casbee/>

■ □ 国交省関連

#07. この1ヶ月で情報発信はありませんでした

■ □ 地域条例等

#08. 中四国、九州の情報を掲示しました

●広島県/土砂災害防止法に関する基礎調査結果を平成29年1月19日から公表しています。

詳しくは：<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

お問合せ：土砂法指定推進担当 082-513-3945

●広島県/土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域の解除及び指定がされました。

詳しくは：<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

お問合せ：土砂法指定推進担当 082-513-3945

●福岡県糸島市/糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例が平成28年12月21日に施行されました。市のホームページへの掲載は2月末を予定しております。

お問合せ：建設都市部 都市計画課 092-323-1111

●福岡県久留米市/平成29年2月1日より、中間検査特定工程が変更されました。住宅の用途に供する建築物(新築に限る)で CLT パネル工法を用いた建築物及び免震建築物は中間検査特定工程検査より除外されます。市のホームページへの掲載は2月以降予定されております。

お問合せ：都市建設部 建築指導課 0942-30-9089

●大分県大分市/新設道路改築事業 市道 青葉台金谷迫線、三佐北地区住環境整備事業 6-12号線外2路線が建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路として指定されました。おいたマップへの情報反映は3月末頃予定されております。お問合せ：開発建築指導課 097-534-6111

■ □ インフォメーション

#09. 平成25年度に受講した方へ「建築士法に基づく建築士定期講習」受講期限のお知らせ

年度末はお申し込みが非常に混雑しますので、早い時期での受講をお勧めします。
残席がある場合、当日お申し込みでの受講も可能です。

✓ 平成 25 年度に建築士定期講習を受講した方は、平成 28 年度末が受講期限となります。

平成 25 年度(H25/4/1~H26/3/31)に建築士定期講習を受講した建築士で、現在建築士事務所に所属する方は、平成 28 年度末(H29/3/31)までに受講する義務があります。

✓ 年度中のいつに受講されても次の受講期限は同じです。

平成 28 年度(H28/4/1~H29/3/31)のいつに受講されても、次の受講期限(H32/3/31)は同じです。

CPD 単位(6 単位)の対象となります。

残席がある場合は、当日お申込みでの受講も可能です。

http://www.bvjc.com/CTC-Business/PTA/files/application_today.pdf

日程・残席確認・お申込みはこちら：<http://www.bvjc.com/ctc-business/pta/>

#10. 構造ルート 2 の確認申請手数料について

弊社では、構造ルート 2 を用いた計算をした物件についても、確認申請手数料に加算されませんので、安心してご申請下さい。

#11. 審査日数のご案内(※繁忙期も変わらず 3 営業日で質疑送付します)

ビューローベリタスの各事務所ではスピーディな審査をご好評頂いています。

繁忙期の年末・年度末も、意匠・設備・構造、いずれも”営業日 3 日”にて質疑送付を致します。

#12. 宅配申請のご案内(遠方のお客様)

ご来社頂いてのご申請以外に、遠方のお客様は宅配でのご申請も可能です。もちろん宅配でのご申請でも、審査日数はご来社時と変わらぬ審査日数でご提供致します。

是非ご活用下さい。具体的な方法等、詳細は当社審査員にお尋ね下さい。

#13. 事前相談のご案内

ビューローベリタスの各事務所では皆様のプロジェクトが順調に進む為にも、事前相談の重要性を認識し注力しています。ご来社頂いての事前相談以外にも、メール・FAX でも受け付けています。どうぞお気軽にご相談下さい。

#14. ワンストップサービスのご案内

当社では確認申請業務以外にも様々な周辺サービスをご提供しています。

各サービス共、迅速にお見積致しますのでお気軽にお問合せ下さい。

◎住宅性能評価

弊社では、確認審査業務同様、住宅性能評価におきましてもスピーディな審査を実現しています。

実績として、設計住宅性能評価申請受付から質疑送付まで 3 日、設計性能 評価番号取得まで 3 週間程度

で業務提供しております。料金もリーズナブルにご提供しています。

◎技術監査(遵法性・品質・環境)

法手続きによらず、客観的な第三者の立場から監査を行うサービスです。
既存建物の遵法性を監査する事で、客観的な情報を得る事が可能となります。
又遵法性の監査業務以外にも、任意の工事品質監査、構造計算妥当性の監査など様々なメニューがありますので、お困りの事が有ればご相談下さい。

◎CASBEE 認証、CASBEE サポート

お客様が行った CASBEE 評価の的確性を第三者の立場で審査・認証する CASBEE 評価認証業務、もしくはお客様が行なう CASBEE 評価をサポートする CASBEE サポートの 何れも行っています。世界におけるグリーンビルディング評価にも対応出来ます。

◎特殊建築物定期報告(建築基準法第 12 条)

建築基準法で義務化されている定期調査・検査を専用 WEB サイト「ビルレポ.com」を通して、トータルに且つスピーディにコーディネート致します。
設計業務多忙時・遠方物件で非効率ななどの場合、負担軽減を目的に是非ご利用下さい。
1 件からお受け致します。

.....
■ □ 広島事務所からヒトコト

15. 検査予約はお早めに

毎年年度末は検査繁忙期の為予約が取り辛い状況となります。弊社におきましては検査可能日を増枠しておりますが、ご予約はお早めをお願い致します。万一お困りの場合は、当事務所迄直接ご連絡下さい。

広島事務所
建築認証事業本部 中四国・九州 統括所長
高柳 康男

※Newsmail の情報・リンク先等は作成当時(2017 年 2 月 21 日)現在の情報です※

+++++

ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

+++++

問合せ先：ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部 広島事務所
〒730-0021 広島市中区胡町 4-21 朝日生命広島胡町ビル 2F
TEL: 082-543-6000 FAX: 082-541-2771 <mailto:ctcbca.hrs@jp.bureauveritas.com>
URL: <http://www.bureauveritas.jp> / <http://www.bvjc.com> (建築認証事業本部)

個人情報に関するお問合せ:人事部・情報管理センター
<mailto:kojinjoho@jp.bureauveritas.com>